SRRC(微弱電波機器類)規制概要

規制概要

中国に輸入される無線設備は、「中華人民共和国無線電波管理条例」を基本法として 1996 年 1 月 1 日実施の「輸入無線電波発信設備に対する管理規定」において管理されている。また微弱電波利用機器は、1999 年 1 月 1 日実施の「微弱電波（短距離）無線電信設備管理規定」により管理が実施されている。

対象機器を中国で販売する場合には、情報産業部無線管理部門が実施する型式認可を受け、型式認可番号を製品上に表記しなければならない。製造工場は ISO9000 の品質システムが要求される。現在のところ、この認可制度は第三者認証制度ではなく、中国の行政的な認可登録制度である。

所轄機関

情報産業部無線管理局／無線管理室(SRRC：State Radio Regulation Committee)

基本法・関連規則等

中華人民共和国無線電波管理条例

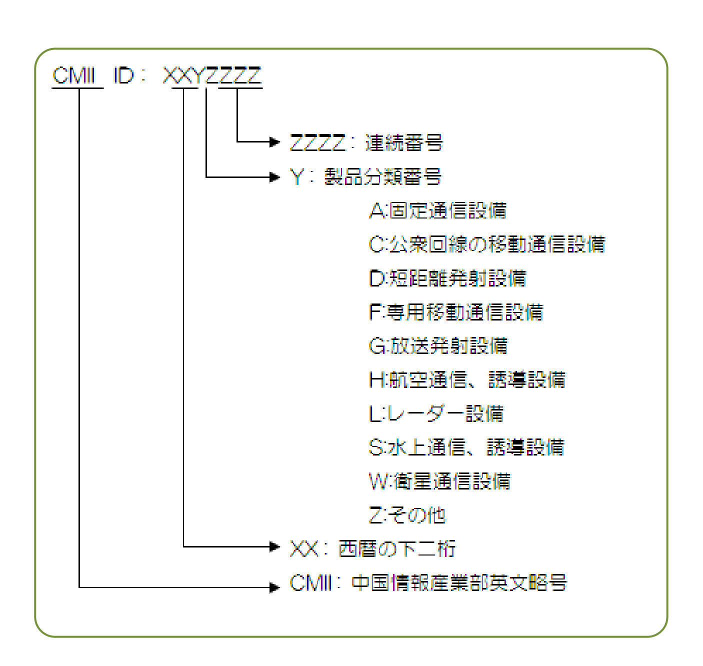
輸入無線電波発信設備に対する管理規定

微弱電波（短距離）無線電信設備管理規定

認証マーク

1） 認可マークは制定されていない。

1999 年 4 月に情報産業部発行の通告に基づいた以下のような認可番号の表記が必要である。



2)表示形態

上記の認可番号は製品上に表記する必要がある。製品上への表記が困難な場合には、取扱説明書あるいは梱包箱（個装箱）上への表記が認められる。ただし、取扱説明書あるいは梱包箱（個装箱）上への表記の場合には、あらかじめ管理当局に確認することを推奨する。

SRRC 対象製品

1999 年 1 月 1 日実施の「微弱電波（短距離）無線電信設備管理規定」ならびに 2005 年 10 月 1 日情報産業部文書第 423 号において下記の製品類が指定されている。ただし、下記に含まれない製品であっても微弱電波応用機器も対象となる可能性があるため、そのような機器は事前に管理当局に確認をしたほうがよい。

1） 地下管線検出設備
2） 汎用の短距離無線放射装置（玩具、自動車ドア、シャッター、防犯、警報、データ通信、無線マイクロフォンなどに使用される小型無線発信装置）
3） 汎用無線リモコン装置（窓、門などに利用される無線リモコン装置及び各種無線リモコン装置）
4） 無線マイクロフォン（無線によって音声を伝える受発信設備で教育、文化分野の視聴覚訓練、映画館・音楽ホール・会議室などの公共の場所及び障害者の聴覚補助に使用する装置）
5） 生物医学無線リモコン測定装置（人または動物の生理現象の測定信号を伝送する無線発信設備で病院や医学研究機関内でのみ使用する設備）
6） アナログ式コードレス電話機
7） 2.4GHz 帯デジタルコードレス電話機
8） 工業用無線リモコン装置
9） 無線データ伝送設備
10） 電子吊り秤無線送信専用設備
11） 各種汎用機器の無線制御設備
12） 模型、玩具用無線リモコン設備
13） 一般向けトランシーバー
14） 車両測距レーダー
15） 防犯警報無線コントロール設備（自動車、貴重品、緊急状況などの安全、防犯、警報に用いる無線コントロール設備）

技術基準

中国国家規格、情報産業部の部門規格に加え ESTI(欧州電気通信規格協会)等の規格が適用される。

（PS Farm の SRRC 申請代行サービス　お問い合わせ先　：　info@ps-farm.com）

上記は、中国の関連法規・公告・通知類と株式会社 PS Farm の申請実務で得られた情報などを基に、株式会社 PS Farm がまとめたものであり、中国関連当局は一切関与しておりません。
ご利用の際は、最新の情報をに確認されますようにお願いいたします。